

問合せ 栃木税務署 ☎(22)0885

申告は正しくお早めに

栃木税務署の確定申告会場は 「栃木商工会議所大ホール」です

2月16日(火)~3月15日(月)

会場の混雑緩和のため、会場への入場には「会場案内票」(会場当日配布)もしくは「入場整理券」(1月以降に事前発行)が必要です。

※入場整理券の詳細は、国税庁HPをご覧ください
※会場案内票及び入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります

◆令和2年分の所得税・復興特別所得税の確定申告と納税
2月16日(火)~3月15日(月)

◆令和2年分の贈与税の申告と納税
2月1日(月)~3月15日(月)

◆令和2年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告と納税
3月31日(水)まで

	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
期日	2月16日(火)~3月15日(月) (土・日・祝日は除く)	2月16日(火)~3月11日(木) (土・日・祝日は除く)
時間	9時~16時	

※開設期間中は栃木税務署庁舎での申告相談は行いません。
※申告会場では現金納付窓口業務は行いません。
※電話での問い合わせは 栃木税務署 ☎(22)0885へお願いします。
※確定申告書は郵便・信書便・税務署の時間外収受箱への投函で提出できます。
※申告会場の駐車場は混雑します。車での来場はなるべくご遠慮ください。
※申告書は自分で作成し、できるだけ早めに提出してください。

「医療費控除の明細書」提出が義務化

医療費控除をする場合は「医療費控除の明細書」の提出が必要です(平成29年分より領収書の提出は不要となりました)。ご自身で、医療を受けた人や医療機関ごとに金額を集計し、事前に明細書を作成してください。専用の明細書の様式(市民税課窓口で配布 または国税庁のホームページからダウンロード)を使用するか、任意の様式に記入例(下記)にある記載項目をすべて記入して作成してください。

申告会場に事前に明細書を作成せず領収書のみを持ってきた場合、ご自身で明細書を作成した後でないとう受付できませんので、ご注意ください。

※領収書は税務署に記入内容の確認を求められた時のために、5年間保存義務があります。
※医師などが発行した証明書(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)は提出が必要です。

記入例 令和2年分 医療費控除の明細書

医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの支払先の名称	医療費の区分	支払った医療費の額	生命保険等で補てんされる金額
栃木 太郎	とちぎ市民病院	■診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	5,300円	
	万町薬局	□診療・治療 □介護保険サービス ■医薬品購入 □その他の医療費	3,800円	
栃木 花子	大平病院	■診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	107,500円	70,400円
合計金額			116,600円	70,400円

確定申告にはご自宅からパソコン・スマホでご利用いただける e-Tax・スマホ申告が便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマホを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

なお、事前に税務署でID・パスワード方式の手続きを行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダー等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

来年の確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。



令和2年分所得申告参考資料

令和2年中、市に納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の所得申告参考資料(年金からの特別徴収分を除く)を1月22日(金)に発送します。社会保険料控除の資料としてご利用ください。

問合せ 市民税課 ☎(21)2263

要介護認定者の障害者控除対象者認定証と主治医意見書内容確認所の交付

交付を希望する方は、地域包括ケア推進課または各総合支所市民生活課へ申請ください。

申請に必要なもの

- ・介護保険証
- ・印鑑(申請する方と要介護認定者本人のもの)
- ※認定書・確認書は、内容を審査し後日郵送します。

問合せ 地域包括ケア推進課 ☎(21)2253



★栃木税務署会場での新型コロナウイルス感染防止対策にご協力ください!

- ・職員によるマスク等の着用とこまめな換気・消毒を徹底しています。
- ・会場入場の際に検温を実施しています。37.5度以上の発熱が認められる場合は、原則として入場をお断りさせていただきます。
- ・ご来場の際は、マスクを着用していただき、入口等でアルコール消毒液をご利用ください。
- ・新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本年は還付申告の方の申告相談を2月15日(月)以前でも受け付けております。

以下の①~⑧の方は栃木商工会議所での申告です

- ①住宅借入金等特別控除の1年目の申告
- ②土地・建物・株式等の譲渡所得の申告
- ③太陽光発電(売電)の申告
- ④国外扶養親族の控除適用を受ける申告
- ⑤青色申告、肉用牛の売却による課税の特例を受ける申告
- ⑥災害・盗難・横領等の雑損控除の申告
- ⑦準確定申告(死亡した方の申告)
- ⑧先物取引(FX含む)、申告分離課税の配当所得の申告

※特定株式等譲渡所得及び特定配当等は、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択することができます。その場合、確定申告とは別に市役所で市民税・県民税申告が必要です。

申告に必要なもの(領収証や証明書などは令和2年中のもの)

収入がわかるもの	給与所得者	年金所得者	事業所得者(営業、農業など)	社会保険料控除	生命保険料控除	地震保険料控除	障害者控除	雑損控除	医療費控除	医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)	寄附金控除
	・源泉徴収票(原本)・・・勤務先が発行	・源泉徴収票(原本)・・・日本年金機構などの年金支払者が発行	・記入済の「収支内訳書」、「支払調書」(収入や必要経費がわかる帳簿・領収書など)	・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の所得申告参考資料(1月22日発送) ・国民年金保険料控除証明書 ・その他社会保険料の支払金額が分かる書類(口座振替や年金から特別徴収された保険料(税)は、差し引かれた本人以外の社会保険料控除とすることはできません)	・生命保険料の控除証明書	・地震保険料の控除証明書	・障害者手帳・認定書など	・り災証明書 ・災害に関連してやむを得ない支出をした金額の領収書(昨年、市会場で受付した台風19号の雑損を繰り越す申告のみ、市会場で相談できます)	・記入済の「医療費控除の明細書」、医療費のお知らせ	・記入済の「セルフメディケーション税制の明細書」 ・健康保持増進への取組を明らかにする書類(市・職場で受診した健康診断結果通知表や予防接種などの領収証)	・寄附金の受領証(原本)など
所得から控除する額がわかるもの											
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署や市役所からの「申告のお知らせはがき」 ・マイナンバー確認書類、身元確認書類 ・印鑑(シャチハタ印不可) ・申告する人の預貯金口座番号がわかるもの 										



確定申告書、市民税・県民税申告書、収支内訳書、医療費控除の明細書などの申告書類は、1月中旬に用意してあります。早めの準備・作成をして、期限内に提出しましょう。